

## 人権問題都民講座

# コロナ禍における人権問題 「自粛」と「自由」をめぐって

志田陽子（武蔵野美術大学）

## ▽コロナ禍、影響を受ける人権は…

今、世界中が新型コロナウイルスを克服しなければならない状態に陥っています。ここには、すべての人が巻き込まれています。自分も感染者かもしれない、という用心をもって行動する必要は、まだ去ったとはいえません。

2020年4月7日、改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づいて、緊急事態宣言(第1回)が発出されました。2021年6月19日現在、東京都を含むいくつかの自治体はまだ緊急事態宣言下(3回目・再延長)にあり、20日に一応の終了となる見込みです。

緊急事態宣言下では、都道府県知事は、以下の措置をとることができます。今の自粛要請は、これに基づいています。

- ・住民に、外出自粛を要請
- ・学校や福祉施設などに、使用停止を要請・指示
- ・人が集まるイベント(音楽やスポーツなど)の開催制限の要請・指示
- ・臨時医療施設のための土地や建物の強制使用
- ・医療用品やマスク、食品の買い上げ(売り渡し要請)や、収用、保管命令
- ・鉄道や運送事業者に、緊急物資(医薬品など)の輸送を要請・指示
- ・予防接種の実施の指示

ここで守るべき憲法上の人権は、生命権(憲法13条)、生存権(憲法25条)です。健康を守ることは、そのどちらにも含まれます。

一方、今回の措置によって制約を受ける人権は多岐にわたります。飛沫感染を防ぐ必要から、飛沫感染を起こしやすい事柄を抑制するわけですが、それが、会食、飲酒、集会、学校(大学)でのキャンパスライフに制約をもたらしています。これを憲法上の条文にそくして整理すると、次のようになります。

- ・移動の自由 22条（国内の居住移転の自由、海外渡航の自由）
- ・経済活動の自由(営業の自由) 22条・29条(とくに飲食店、エンタメ事業、アーティスト)
- ・幸福追求権(会食、飲酒)、文化享受の権利 13条
- ・表現の自由(集会の自由) 21条
- ・信教の自由(礼拝などの集会) 20条
- ・教育を受ける権利 26条、学問の自由 23条

また、制約を受けるのではないが、事実の問題として、状況の悪化が懸念されるのが、医療、

福祉サービス関係の仕事です。現場の混乱が懸念されることに加えて、感染のリスクのある仕事であることから差別・誹謗中傷を受けやすくなっていること、緊急の仕事が増えていることから労働条件が悪化していること、などの問題が起きています。

また、学童期の子どもがいる家庭での親(主に母親)の負担増が指摘されています。

レジュメやスライドでは「福祉サービス」という言葉を使いましたが、「ケアの仕事」と言った方が適切でした。今の状況では、人のケアをする仕事には、政策によるケアが必要です。

## ▽求められる「バランス」は単純な重さ比べではない

憲法で保障されている「人権」はどれも、人間が人間らしく生きるための必要な事柄を権利として定めているもので、制約される状況が続けば、生身の人間として無理が出てきます。経済活動以外にも、人はそれぞれの生きがいや「ガス抜き」になるような事柄によって、精神や健康のバランスを保っています。一つ一つは小さなことでも、それを政府が理由なく制限してはいけない、理由があるときにも過剰に制限してはいけない、ということが、憲法13条「幸福追求権」から言えます。

中途半端な自粛要請が長期間に及び、意識の高い人は相当の自己抑制を「自発的に」行うことを求められ、関心の薄い人々は相当に無頓着にふるまっている。この状態が長く続けば、経済も生活文化も、コロナを乗り越えることができないまま疲弊してしまう心配があります。

各種の感染症対策をめぐるのは、守るべき人権と制約せざるを得ない人権とがあり、どちらも本来は大切な事柄です。「どちらが重い人権か」を単純に比較することはできません(天秤にかけるイメージの落とし穴)。命や健康は絶対的に大切ですが、的外れな政策で権利に制約を受けるいわれはないのです。最大限のリスクを考えて用心すべきだ、という要請と、**無用の**人権制約を避けるという要請の二つを両立させるために、緻密な思考をすることが、憲法に基づく考え方です。そこで天秤ばかりの代わりに必要になるイメージは、「問いのゴムバンド」と、「かみ合わせ」です。

もともとの「自由権」の考え方からすると、各人の判断でできる健康管理については、国や自治体などの「公」が要請したり、罰則によって強制したりすることは避けるべきです(たとえば睡眠不足になると風邪をひきやすいということが言えるにしても、人の睡眠時間を国が法律で管理することはしないですね)。公がルールを課すのは、「やむを得ない」と言えるときだけです。感染症対策は、当人だけの問題ではまず、他者に感染させてしまうことを防ぐという「公共の福祉」からの必要性が高いので、「やむを得ない」と言える場合がたしかにあります。その中でも、とくに強い策をとる必要があるとき、それを行う権限を政府と自治体に与えるために、上に挙げた内容の「緊急事態宣言」が出されます。

こうした緊急事態的な措置というものは、憲法の観点からは、(1)権利自由の制約が必要で合理的で公平公正なものであること、(2)状況が改善されて必要がなくなった時には、すぐに制約が解かれること、が必要です。

## 憲法が要請している政府の「責任」と緊急事態宣言

国や自治体は、憲法 13 条・25 条によって、国民・住民を感染の危険にさらすことを回避し、有効な対策を早急に実施する責任を負っています。したがって、病原菌の存在や感染症の発生については、国を責めてもしかたがない、と言えますが、しかし、感染拡大を防止する責任は、国や自治体など「公」の機関にある、ということになります。

このとき、権利の制約をする根拠は、13 条・22 条・29 条の「公共の福祉」にあります。有効な策を実施するために憲法改正をする必要はありません。条文を見てみましょう。

憲法13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉**に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法22条 何人も、**公共の福祉**に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

憲法29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、**公共の福祉**に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

このように、公共(社会)の福祉のためにどうしても必要となれば、各種の人権の制約も最小限度、可能だ、という

コロナ政策の場合、ここでいう「公共の福祉」の中身は…

憲法25条1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

同25条2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び**公衆衛生**の向上及び増進に努めなければならない」

そのための特別な政策をとる場合、各種の人権を不当に奪うことのないように、その必要性と合理性を精査する姿勢が必要になります。

## ▽緊急事態宣言と緊急事態条項(憲法改正)は関係ない

今、発出されている「緊急事態宣言」は、改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく措置です。これは、憲法改正の論議の中で話題となった「緊急事態条項」を新設する話とは別のものです。

事柄の深刻さについて十分な関心を持ってない人々にメッセージを届かせるために、「緊急事態」という強烈な言葉を使うことを政府が決断したのならば、そこは政府の裁量として認められ、それ自体を憲法違反というべきことにはならないでしょう。

感染症拡大を防ぐという目的、憲法に照らして正当なものです。この目的のために、今は、「成り行きを市民の自由に任せて政府はタッチしない」という消極型の立憲主義より、国と自治体が有効な策を打つ積極国家型の立憲主義を選択すべき局面といえます。積極型といっても、国の財源には限りがあるため、理想を完全に実現することは無理、という前提に立って、何をどこまでやるかは政府の判断に任せる(裁量)ということになります。とはいえ、政府に手放しの権限があるわけではなく、憲法によるルール縛り(立憲主義)はあります。それは、

- ①政策が適正・公正・公平に行われること(「公共」の「福祉」の名に値するものであること)、
  - ②各種の人権を制限する度合いを必要な限度以内に抑えること、
  - ③必要がなくなったらすぐにもとの権利・自由の保障を回復すること、
- という条件を守ることです。

ここで「憲法があるせいで有効な策が打てないので、緊急事態条項を追加する憲法改正が必要だ」という考えは、誤りです。ここまで見てきたように、現行憲法の中に、有効な政策を打つための枠組みはできており、むしろ憲法は国にそれを求めているからです。

市民の間では、この緊急事態宣言が政府自身によって目的外利用されて、事実上の憲法停止が起きるのではないか、という懸念も見られます。憲法改正の手続きをとらないまま、実質的に「緊急事態条項」を追加した憲法改正が行われたような状態が起きるのではないか、という懸念です。各種の措置について、その懸念が現実のものとならないように見守ることが、私たち市民に求められます。

## ▽人権と人権のバランス

今述べたような憲法の歯止めが見失われて、医療(公衆衛生)の名のもとに非人道的な人権侵害が行われてきた例が、過去にはありました。ハンセン病隔離問題がその代表例です。国は、25 条上の責務を引き受けるとき、このような不当・不要な人権制約を引き起こさないよう、細心の注意を払うことが求められます。

コロナ政策では、不当・不要な制約が起きるおそれがあるのが、「表現の自由」、「幸福追求権」、「移動の自由」、「経済活動の自由」です。その中でも、とくに「表現の自由」は、憲法上、よほどの必要性がないかぎり制約は認められません。必要性がある場合でも、その必要性に照らして過剰な規制になってはならず、必要最小限のものでなくてはならない、という憲法ルールがあります。

この「表現の自由」には、「集会の自由」も含まれます。「集会の自由」は民主主義の実践にとって重要な意味を持っています。今回の感染拡大防止策では、この「集会の自由」が制約されざるを得なくなりました。生身の人間が集まることの意義と魅力を大切にしている人々にとっては、リモート・コミュニケーションによって代替できないものです。

## 問いのゴムバンド

## (1)デフォルトは「自由」

コロナ政策による人権制約のあり方を憲法に照らして考えるとき、大切なのは、常に「問うこと」です。「その制約は本当に必要か」と常に問う必要があるのです。もともと憲法は、そういう強力な問いのゴムバンドを国や自治体に対してかけているようなものなのです。必要がなかったら、または必要に対して噛み合わない規制や行き過ぎた規制があったら、それは憲法違反なので、そういう規制で被害を受けた人が裁判を起こしてやめさせる訴訟(差止め訴訟)や、すでに受けた被害について賠償を求める訴訟(国家賠償訴訟)を起こせる、という考え方です。そういう憲法裁判は、[憲法 81 条](#)に規定があります。

生命・健康も、表現の自由も、そして経済活動の自由も、すべて重要な人権だからこそ、どれかの人権を絶対視して他の人権を「制約されて当然」と軽視すべきではなく、制約する必要があるかどうかを緻密に問いかけて答えを出す姿勢が求められます。そのために、率直な現状把握と専門家の見解、それを踏まえて行政や議会での熟議、そして国民・住民への説明や情報公開が必要になります。今、この情報公開のあり方が問題だ、という声もありますね。

緊急事態宣言下ではこの「問い」が停止させられ、集会などの表現活動が簡単に制圧されてしまうのではないかと、という懸念の声もあります。こうした懸念が出てくるのは、このところ政府が「言論の自由」や「知る権利」を軽視してきたことのツケと言うべきかもしれません。

しかし、今回については、政府が何もしなかった場合、それで私たちが感染症拡大の危険から逃れられるわけではありません。そのため、「マスクをする」「物理的距離をとる」など、「表現の自由」にとっては負担となる感染拡大防止策も必要だ、と言わざるを得ないと思います。

## (2)事態の不確かさと「表現の自由」

ここで国や自治体が、未知の経験について最も賢明な策をとれる保証はありません。民主主義はもともと、最も良い結果を得られるから採用されているわけではなく、少数者の専断によって起こりがちな最悪のシナリオを、社会メンバー全体が参加しコントロールすることによって回避しよう、というリスク回避思考の選択なのです。だから、こうした未知の経験については、政府の対応は不完全だったりの外的外れだったりの可能性が十分にあり、私たちはその前提に立って、その不完全な部分に情報と知識を持ち寄る必要があります。これが民主主義にかなう思考です。

その中には、現実のニーズ(どこにどのような補償が必要か)について知らせる、噛み合わない政策や行き過ぎた規制については指摘する、思わぬ弊害が出た場合や出そうな場合、危険が高いと思われる事柄がある場合にはそれを知らせる、ということも含まれます。

このための「表現の自由」や「請願権」は、今、このような状況だからこそ最大限に確保され

るべきです。これを塞ぐような措置があったとしたら、憲法違反と言うべきことになるでしょう。今、そうした言論のルートは開かれているか。市民が問いの目で見守る必要があります。

### (3)やむをえない場合を組み込んだ「表現の自由」理論

社会は常に、克服の必要な課題やトラブルを抱えています。「表現の自由」の考え方は、そういう中で、「自由」の保障によって社会自身の自己回復力や成長の可能性を信頼する考え方です。この考え方からは、とくに言論の《内容》を見て選択的に規制することは、国や自治体が行ってはならないことです。

その「表現の自由」の理論の中にも、やむを得ない事情が政府側から示された場合には制約もやむを得ないとする理論や、緊急で具体的な危険がある場合には制約もやむを得ないとする理論があります。また、「表現の自由」を手厚く認めてヘイトスピーチ規制に慎重な立場をとるアメリカでも、「暴力を誘発する言葉」fighting word は「保護されない言論」として扱われていて、多くの州で規制されています。

ネット上では、今回の自粛要請や緊急事態宣言を「政府への批判的言論を抑え込むための策」と見る見解も散見されます。たしかに、香港の状況などにはそうした懸念が当たると思いますので、日本がそこに陥らないように気を張っていることは必要です。ただ、今回の自粛要請は、今のところ、そうしたものとは思えません。

感染症による脅威を乗り越えるために国や自治体が行うことは、一にも二にも、医療支援です。病原菌や感染経路の究明、ワクチンなど必要な医薬品の開発と生産、医療施設の確保、現場の医療従事者への支援、社会のさまざまな場所に医療と保健の支援を広げていくこと、それを格差なくすべての人にいきわたらせる福祉策が柱となるべきです。行動制限は、こうした支援網が確立するまでの「やむを得ない」措置です。

そのような国の責務が確立していなかった古い時代には、罹患者の追放、呪術、寺院や大仏の建立(日本)、魔女裁判と処刑(中世ヨーロッパ)、などの手段がとられてきました。これを乗り越え、医療による冷静な対処が可能になったことの背景にも、表現の自由や信教の自由がありました。そして比較的新しい人権として、学問の自由も重要です。こうした精神的自由がないと、医学を含めた科学が発展することは難しいのです。

今の人類は、科学的医療(テクノロジー)を手に入れていますし、それに基づいて政策を打つ「現代的な積極的国家」という考え方も手に入れています。もう《患者の排除》や《魔女狩り》に戻る必要はないのですが、現実の人間社会は、不安にかられるとそこに陥りやすくなり、そのために人権侵害も起きやすくなります。だからこそ、そこに陥らない考え方を常に掲げておく必要があります。

### 自由のための《自律》

この1年、有効な対処策が世界中で模索され、ワクチン接種も始まりました。しかし社会全体としては、あらためて用心していかなければならない状態です。今は《無防備の勇》よりも、自他の生命を尊重し、リスクと向き合う《臆病さ》を持つことが求められると思います。飛沫感染を起こしやすい行動は引き続き避けよう、という呼びかけは真剣に受け止めるべきでしょう。

今回の自粛要請では自治体の判断によって公共の集会施設が一時的に使えなくなったりもしました。それは表現の《内容》を見た措置ではなく、どのような内容の表現であれ、感染拡大の要素をもつ行動を抑制しようとしている、と言えます。その抑制が、公正・公平に、目的内で行われている限りは、「公権力の表現への介入」という憲法問題にはならないと思います。しかし、「公正・公平に、目的内」というところが、現実の人間社会では難しいのも事実です。

たとえば、いわゆる「ライブハウス」や「カラオケボックス」は、飛沫感染防止策が不十分だった初期の頃に、感染者を出すことになりました。しかし《音楽》が危険なわけではないので、ギターを持った人が電車に乗ってきたのを見て嫌がらせをするなどは、無意味な過剰反応です。こうした無意味な過剰反応は、正確な知識が不足して、不安感が先行してしまったときに起きやすくなります。

また、医療関係者や介護福祉職員、児童相談所職員の活動は、生命、健康、生活インフラを支えるために、停止するわけにはいかないものです。これらは今、従事者がその危険性を承知の上で請け負っている特殊業務です。

救急車が車道を通るときには、一般車両は止まって待機することとなっていますが、今はそれと同じで、そうした現場の専門家の尽力を無にしないためにこそ、一般人のほうは「その足を引っ張らない」ことが求められている、と言えるのではないのでしょうか。もちろん、救急車の喻えのとおり、その緊急性が去ったあとは元の状態に戻すべきです。

自分の判断で自分を律することを「自律」と言います。「自分のことは自分で判断できるのでその判断力を信頼してくれ」、という「自由」です。

この「自律」は、社会や国が取り組むべき公共的な問題を弱者に背負わせる「自己責任論」に転びやすい考え方なので、そこに転ばないように、両者の違いを知っておく必要があります。今、社会が危機に直面しているとき、私たちが「自由」を確保するためには、この「自律」の思考が必要となっています。危険性を自分たちで判断できない人々だ、呼びかけと情報提供だけでは自分の行動を律することのできない人々だ、ということになっていけば、それだけ、自由への強制的な制約(罰則など)のほうに正当化されてしまうからです。

しかし、どんなに気を付けていても、感染することはあります。いざ感染したときには、「自己責任」と言って放置することは許されず、憲法25条の2項に従って、国や自治体が支援を

することが求められます。

## 不要の表現規制を避けるための自律

「表現の自由」の理論は、おおむね、次の考え方を共有しています（国や学説によってある程度の違いはありますが、おおよそ一致している基本の考え方を整理します）。

(1) 規制する必要がある事柄を、緻密に絞り込む。それ以外のものまで規制対象にすることは避ける。

(2) 自由を制約する必要があるときでも、制約の度合いは最小限にするべきで、制約度の低い手段があるときには、わざわざ制約度の高い方法をとらない。

(3) 制約する必要のない表現に萎縮が及ぶような方法は避ける。

仮に今回の緊急事態宣言に便乗して、物理的な濃厚接触とは関係のない言論までが制約されたら、これらのうちのどれかに当たることになり、憲法違反となるでしょう。そうならないように私たちがしっかり注意をしておくべきところです。

では、「政治的中立性を損なう言論、その他公的助成にふさわしくない言論を行った者には、助成や補償を行わない」という選別があったら、どうでしょうか。ここでは、補償をめぐる法律問題に立ち入ることはしませんが、これがもっとも切実な「問題」となってくる可能性があります。芸術祭への補助金や芸術文化振興基金による補助金をめぐって、こうした考え方が見られた場面がありました。これが一般人の生存に直結するような支援策（休業補償や給付金など）について起きてくることは、防がなくてはなりません。

言論の自由とは別問題の話となりますが、特定の職業の人だけが休業に伴う給付金を得られないという職業差別が見られ、裁判にもなっています。私は、憲法の平等原則に照らして、これはあってはならない差別だと考えています。

## 罰則による強制までできるか

現在の政策には、憲法の人権論から、問題もあります。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中に都道府県の命令を拒んだ事業者には罰則が科せられることとなり、強い私権制限を伴うことになりました。命令ではなく「要請」の場合、罰則までを科すことはできないので、この罰則は憲法上正当化できないと思います。

国民の生命健康を守るために必要な施策であれば、政府に権限があることとなりますが、それは憲法 25 条 2 項に基づいた支援策が基本となるべきです。医療政策の拡充、看護師や介護士を含めた、医療・福祉分野のエッセンシャルワーカーへの支援がまず優先されるべきです。飲食店の営業自粛よりも、本来必要なのは、検査やワクチンなどの医療支援体制を整えることなので、今の私権制約の状態は、そうした医学的対応が整うまでの一時的なものだという共通理解が必要です。

次に、どうしても必要があって、懲罰を使ってでも強制しなくてはならないとするならば、まずは政府が責任をもって「命令」を出さなくてはなりません。そのとき、何が、なぜ、いつまで禁止されるのかを前もって明らかにしていけないと、罰則を適用することはできません。この点で、今の「要請」に従わない飲食店に罰則を科す方式は、憲法・刑法の基本原則に反しているのではないかと、思われます。

## 自粛警察

コロナ政策の 1 年目には、「自粛警察」に代表されるような、他者を監視し指弾するような動きもありました。感染拡大につながる行動を慎もうという意識が共有されることは意味のあることだと思います。また、こうした事柄への警戒意識は、個人差もあり、職業上とくに警戒すべき立場にいる人もいますので、警戒度高めの行動自粛をしている人に、警戒度低めの行動基準を押し付けないことは大切です。

これとは逆に、警戒度高めの人々が、自分よりも警戒度の低い行動をとっている人や店を強く糾弾することが「自粛警察」と呼ばれる現象です。国や自治体が要求している自粛の範囲内であれば、「とりあえず今はルールを守ろう」と呼びかけることはあってもいいと思います。しかし、正義に名を借りたいじめのようになっていくことは問題です。これは社会の疲弊感(コロナ疲れから「どうにでもなれ」という気分になること)を速めてしまうことになるので、思いとどまってほしい動きです。

## ヘイトスピーチの問題

この 1 年あまり、新型コロナウイルス感染防止を最大の関心事とすることとなった社会では、表現、文化芸術、教育の分野が大きな影響を受けました。とくに人間が生身で出会う「集会」や「会食コミュニケーション」の価値が再認識されました。こうした活動の場面では、「祭り」に通じる魅力と活力が、「表現」の重要な要素です。こうした要素が、民主主義の基礎体力を支えてきたことにも、あらためて思いを致すべきでしょう。

その一方で、そのような説得力と影響力をもつからこそ、こうした集会がヘイトスピーチの場となったときには、看過できない問題を生じさせます。

日本は第二次世界大戦の末期には、哀愁をおびた歌を禁止するなど、人間の日常表現の抑さえ込みによって人心を統制していた時期があります。現在の憲法が保障している「表現の自由」は、私たちをそうした状況から解放しました。ここでは、「よい言論・悪い言論」を「公」が選別せず、玉石混交のままで「自由」を保障することが重要です。この基本原則にたいして、表現内容に踏み込んでその害悪を法的対処の対象とするヘイトスピーチ規制は、「表現の自由」の重大な例外ということになります。

ヘイトスピーチの害には、二つの面があります。攻撃対象となった人々の人格権(生活の平穏生活権や内面の平穏、社会的評価など)を傷つける側面と、社会一般の判断をゆがめたり

差別感情を助長して、結果的に当事者を追い詰めるという、社会全体に及ぼす影響の側面です。

個人に対する発言は、名誉毀損や侮辱や脅迫として法的に対処できますが、被害者を個人として特定できないタイプの「ヘイトスピーチ」は、独自の法規制が必要だったため、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました

政府や自治体、そしてその担い手である公人は、この「ヘイトスピーチ解消法」によって、ヘイトスピーチ解消に向けた努力を行うよう要請されていますが、このことを理解していない公人発言がいまだに続いています。

この法律は、実際に起きた在日外国人への攻撃的言論に対処するための対症療法的な法律で、それ以外の対象に向けられたヘイトスピーチを扱ってはいません。しかし、ヘイトスピーチの標的にされて苦しむ人はさまざまに出てくる可能性があり、今はとくにコロナ感染者への差別表現が排撃的なものへとエスカレートすることでしょう。

こうしたことについては、法律に直接の根拠がなくても、国や自治体は解消に努める必要があります。ヘイトスピーチが社会に、差別の固定や助長の効果を与えるという側面を考えたとき、ここに一番の影響を与えるのが「公」とメディアです。

議員や行政職員など、公権力の担い手となる人々は、感染症のまん延防止対策を進めつつ、ヘイトスピーチや憎悪暴力を煽りかねない発言を自制することが求められます。今、長野県や長崎県などいくつかの自治体が、コロナに関連する差別発言や誹謗中傷発言を行わないよう呼びかけていますが、こうしたことは状況によって大切になってきます。コロナ禍に限らず不断の問題として、病気への罹患者や、社会的・民族的マイノリティに対する差別発言、排撃発言にも、こうした配慮は必要です。

## 共存社会をあらためて作る

災害や感染症など、生活・生存に必要なインフラは、出自・民族などへの差別があったり、高度な通信手段に適応できる人・できない人の間の分断（デジタル・デバイド）があったりしてはならない分野です。感染症への不安と社会的弱者へのヘイト感情が結びついて、深刻な社会的排除が起き、この排除が生きるために必要なインフラやライフライン情報からの排除につながることは、なんとしても防ぐ必要があります。こうした排除は「命の選別」に直結してしまうからです。

文化的インフラ全般についても同じことが言えます。文化的インフラ（たとえば学校や図書館など）は、社会生活のしかた、コミュニケーションのしかた、つまり「生きかた」を学ぶ重要な場所です。この人権プラザもその一つです。こうした文化的インフラにアクセスする機会は、すべての人に平等に確保されなくてはならないものです。私たちは、民主主義と平等を掲げる

社会に生きるからには、《社会的生存からの排除》が起きない社会を構築する責任があります。

ヘイトスピーチは、そうした場面で、排除される他者を「同じ人間」として想像する力を奪ってしまい、この責任の感覚を低めてしまうところに、根の深い問題があります。

他方で、私たちは、こんなふうにも考えることもできます。コロナ禍で自分が感染者となる不安・感染者叩きにさらされる不安は、すべての人に可能性のある不安です。この不安は、共存社会に必要な想像力を取り戻す機会にもなるはずです。いつ自分が、生存から排除される立場になるかわからない、となれば、私たちは、誰のことも排除しないシステムを作っていかななくてはならないからです。

私たちは、《自分でない誰か》を指弾することで自分の中の不安を解消しようとする段階を卒業して、《自分を含めた弱い人間たち》の生存を支える社会を構築しなくてはならない段階にきています。そのために《知》を持ち寄ることが今まで以上に必要になっており、だからこそ「表現の自由」をはじめとする「精神の自由」の重要性をあらためて確認することが求められていると思います。

= 質疑応答 =

(質問) 海外ではロックダウンに踏み切った国もあるが、日本の政策は「要請」にとどまった。この差はなぜ起きたのか。

(応答) それぞれの国に主権があり、それぞれの国の決断が尊重されます。こうした未知の出来事については、まだ世界標準で共有された知識や方策が確立していないので、国ごとに対処法が違うのは仕方のないことだと思います。

ただ、「要請」を超えて明確な強制を内容とする「命令」を出すにあたっては、その前提として、補償をきちんと行う、危険な状態が去ったらすぐに解除する、といった法治国家にふさわしいルール感覚が政府と国民の間に根付いていることが必要だったと思います。日本はそこが非常に弱く、そうした強い手段を政府がとったとき、必要がなくなれば解除する、異論を持ち寄ってオープンな議論をする、ということができていないので、強い政策をとることに不安が残り、全員一致で強い方法で危機に対応しよう、という方向をとりにくかったのだと思います。

(質問) 今の私権制限のあり方で良いと思うか。

(応答) 私権制限によって感染症まん延を防ぐという方策は、医療による克服のめどが立つまでの方策だと思います。医療による対応が完成していない今の段階では、私権の制限もやむを得ない、ということが言えると思いますが、ワクチン接種が進み、医療による克服ができるようになってくるにつれて、私権制限は「必要不可欠だ」「やむを得ない」というものではなくなくなっていくはずです。近い将来のある時点で、「医療支援によって乗り越えられる問題にな

ったので、これ以上の私権制限は必要不可欠ではなくなった」と言える段階がくると思います。そのときになってまだ今の状態の私権制限が続いていたら、憲法違反となる、と思います。とくに経済的自由については、この私権制限がどうしても必要だったのか、感染防止策としてかみ合わない政策だったのではないか、ということを問う裁判が起きてくると思います。

(後日、メールでいただいた質問) 自粛警察を自粛警察することの可否。感染防止を呼び掛け合うことも必要で、それを自粛させることは問題なのではないか。

(応答) 「自粛警察」と呼ばれているもの一般を、良いか悪いかと論じることはいかならないと思います。ご質問でご指摘があったとおり、法やマナーの限度を守りながらであれば、コロナ感染を防ぐために必要なことについて、互いに注意を促し合うのは良いことだと思います。

ただ、自粛「警察」という言葉がとくに意味しているのは、刑罰や制止や監視といったことは本来は警察だけが行えることで、一般人には権限のないことなのですが、それを一般人がやっちゃっている、ということだと思います。それは動機が正義であっても、一般人がやると、違法行為になってしまいます。

法律的には、人の名前をことさらに「さらす」ことは名誉毀損やプライバシー侵害に当たりますし、口汚い言葉で罵倒するような言葉を戸口に貼ったり書きなぐったりすることは器物損害や平穏生活権侵害に当たります。そうした法的限界を超えた権利侵害になっている「自粛警察」は、違法行為と言わなければならなくなりますね。

(後日、メールでいただいた質問) 公共の福祉の関係を詳しく。

(応答) ご質問は、「公共の福祉」と相互尊重という考え方や、ハラスメントに関する考え方といった広い問題について言及しておられましたが、ここでは講演テーマと重なる部分に絞ってお答えをしたいと思います。

「公共の福祉」という言葉は、これまで憲法学の人権論の中では、あまり印象のよくない言葉でした。裁判所が、この言葉を合言葉にして簡単に人権の制約を認めてしまう傾向があったために、この言葉を積極的に評価して使おう、という機運が出てこなかったのですね。

しかしコロナの時代は、この「公共の福祉」という言葉の意味を再評価する機会となったと言えます。憲法改正など必要はなく、こういう場面でこそ「公共の福祉」という言葉を正しく使うべきだ、という意味です。

まずは「公共」。一部の人の利益とか、一部の産業の利益とかではなく、社会全般のことを考えた政策内容になっているか。そして「福祉」。場当たりの制約を課すのではなく、支援策を考えているか、そして弱者への配慮をきちんとしているか。

そのように政策の正当性を吟味する概念として「公共性」「福祉性」を考えていって、その上で、そのためにどうしても必要ならば権利の制限もやむを得ないけれども、どうしても必要というわけでもないな、となれば、権利の制限はやるべきではない。そういう理屈を明確にする必要があると思います。